明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六五）　一

○自衛隊の特定行事及び自衛隊の特定施設に係る入場料の徴収に関する防衛省令（**防衛**七）　二

〔告　示〕

○円借款の供与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二九七）　二

○保安林の指定をする件（**農林水産**一四四一～一四五一）　三

○保安林の指定を解除する件（**同**一四五二～一四五七）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四五八～一四六一）　四

○肥料を登録した件（**同**一四六二）　五

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件（**同**一四六三）　六

○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（**経済産業**一六二）　六

○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する件（**同**一六四）　七

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**八）　八

○自衛隊の特定施設、防衛大臣の定める区分及び入場料の額を定める件（**防衛**一六八）　八

〔国会事項〕

内閣　公正取引委員会　復興庁　法務省　八

〔人事異動〕

内閣　公正取引委員会　復興庁　法務省　八

〔皇室事項〕

労　働　九

〔官庁報告〕

最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一）　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一〇

会社その他

省令

○経済産業省令第六十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年七月二十九日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第六（第七十四条関係） 1・2　［略］ 3　風力発電所であって、出力二十キロワット以上五百キロワット未満のもの 4　［略］	**別表第六**（第七十四条関係） 1・2　［略］ ［新設］ 3　［略］
別表第七（第七十七条関係） 1～3　［略］ 4　風力発電所における変更であって次に掲げるもの 一　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備の設置 二　発電設備の設置以外の変更であって次に掲げるもの (1)　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の設置 (2)　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の改造であって、次に掲げるもの イ　回転速度の変更又は五パーセント以上の出力の変更を伴うもの ロ　風車又は支持物の強度の変更を伴うもの ハ　調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの 三　出力二十キロワット以上五百キロワット未満の発電設備に係る風力機関の取替え	**別表第七**（第七十七条関係） 1～3　［略］ ［新設］